11 月定例記者会見資料　2026 年 11 月 20 日

大規模投資を呼び込む、県内最高水準の企業立地支援制度を創設！
固定資産税相当額を最大 10 年間、上限なしで支援します

大府市は、大府長草西部工業地区への企業立地を促進するため「大府市産業立地促進条例」を改正し、新たな支援制度「大規模投資促進奨励金」を 2027 年 4 月に創設します。

本制度は、同地区に製造業の工場または研究所を立地し、土地を除く固定資産に 100 億円以上を投資する事業者を対象とします。**既存の企業立地施策である「工場等立地促進奨励金」の３年間の支援に加え、本制度で期間をさらに７年間延長し、固定資産税相当額を合計 10 年間にわたり、交付上限額を設けず全額交付することで、投資規模に応じた県内最高水準の支援を実現します。**

本制度により、雇用や税収の確保、地域内消費の増加、地元企業との取引拡大、関連企業の集積など、地域経済への波及効果を生み出し、産業拠点としてのさらなる発展を目指します。なお、「大府市産業立地促進条例」の一部改正案を 12 月議会に上程する予定です。



■「大府市産業立地促進条例」の改正と「大規模投資促進奨励金」の概要

対象区域／大府長草西部工業地区 A 地区（約 18.8ha）参考資料№1-1「計画図」桃色網掛け部分
（長草町石原（一部）、杁口下（一部）、茶臼（一部））

投資要件／工場等の立地に係る固定資産取得費用（土地を除く）が 100 億円以上

対象業種／製造業（製品の製造・加工、開発研究等を行う工場等）

補助金額／土地・家屋・償却資産の固定資産税相当額を 100%、10 年間交付

（既存）工場等立地促進奨励金３年間＋（新）大規模投資促進奨励金７年間＝10 年間

※工場等立地促進奨励金：都市計画で工業系土地利用を図る区域に指定した地区（指定地区）に工場等を立地した企業に、固定資産税相当額を３年間交付（ウェルネスバレー地区は４年間交付）。

補助上限額／なし　施行期日・制度開始日（予定）／2027 年 4 月 1 日

■参考資料　「大府長草西部工業地区計画」、「計画図」

【問い合わせ先】大府市商工業ウェルネスバレー推進課　担当：柴山和範（ｼﾊﾞﾔﾏ・ｶｽﾞﾉﾘ）
電話：0562-45-6255 FAX：0562-47-9996 メール：shoko@city.obu.lg.jp